

# 宮津与謝消防組合消防職員の懲戒処分の指針及び公表基準

平成 18 年 11 月 1 日 施行  
平成 20 年 6 月 1 日 一部改正  
平成 27 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 31 年 2 月 1 日 一部改正

## 【懲戒処分の指針】

### 1 目的

地方公務員は、住民の信託を受けた全体の奉仕者として、高い遵法意識と行動規範が求められており、いやしくもその職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となる違法行為や職員としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）により、住民の信頼を損なうことがあってはならない。

本指針は、非違行為の代表的な事例に対する標準的な処分量定（以下「標準例」という。）を明確にし、非違行為に対して厳正に対処することにより、職員一人ひとりが、公務の内外を問わず自らを厳しく戒め、高い倫理観をもって職務に精励するとともに、消防行政に対する住民の信頼を高めることを目的とする。

### 2 基本事項

この基準は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員を対象とする。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- (3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- (5) 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得る。

例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- (1) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- (2) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- (3) 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- (4) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- (5) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、

- (1) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- (2) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

### 3 懲戒処分の種類

地方公務員法第29条の規定に基づき職員の非違行為に対し、任命権者が行う次の処分

- (1) 免職 職員たる身分を失わしめる処分
- (2) 停職 職を有するまま、1日以上6月以下の間、職務に従事させない処分
- (3) 減給 1日以上6月以下の間、給料の10分の1以下を減額する処分
- (4) 戒告 非違行為をしたことについて、その責任を確認させ、その将来の行為を戒める処分

### 4 標準例

別表のとおりとする。

## 【懲戒処分の公表基準】

任命権者が職員に対し懲戒処分等を行った場合は、この基準により公表することとする。

### 1 目的

職員の非違行為に対して地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき行った懲戒処分等を公表することにより、消防行政の透明性を高めるとともに、服務規律、公務員倫理の保持の徹底と同種事案の再発防止を図ることを目的とする。

### 2 公表の対象とする処分

- (1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分
  - ① 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分（免職、停職、減給又は戒告）
  - ② 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分
- (2) 地方公務員法第28条第2項第2号の規定による刑事事件に関し起訴された場合の分限（休職）処分

### 3 公表内容

事案の概要、処分量定、処分年月日、年代、性別等、被処分者の個人が識別されない内容のものとするを基本に公表するものとする。ただし、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分については、所属名及び役職段階等についても公表する。

また、次のいずれかの場合は、処分の事由にかかわらず、事案の概要、処分量定、処分年月日、年代、性別、所属名、役職段階に加え、氏名を公表する。

- (1) 懲戒免職の場合
- (2) 警察等で氏名が公にされている場合
- (3) その他社会的影響が極めて大きいと任命権者が判断する場合

### 4 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等、上記2及び3によることが適当でないと認められる場合は、公表内容の一部又は全部は公表しない。

### 5 公表時期及び方法

懲戒処分を行った後、速やかに報道機関への資料提供その他適宜の方法により公表する。

## 【懲戒処分の指針及び公表基準施行時期】

改正後の懲戒処分の指針及び公表基準は、平成31年2月1日から施行し、同日以降に行う懲戒処分から適用する。

宮津与謝消防組合消防職員の懲戒処分の指針（標準例）

| 行為等の態様  |   | 処分の基準 |    |    |    |
|---|---|-------|----|----|----|
|   |   | 免職    | 停職 | 減給 | 戒告 |
| 1<br>一般<br>服<br>務<br>関<br>係<br><br>※<br>1   | (1) 欠勤  |       |    |    |    |
|   | ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員                          |       |    | ●  | ●  |
|   | イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員                     |       | ●  | ●  |    |
|   | ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員                          | ●     | ●  |    |    |
|   | (2) 遅刻・早退<br>勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員            |       |    |    | ●  |
|   | (3) 休暇の虚偽申請<br>病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員           |       |    | ●  | ●  |
|   | (4) 勤務態度不良<br>勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員 |       |    | ●  | ●  |
|   | (5) 職場内秩序を乱す行為                                    |       |    |    |    |
|   | ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員                        |       | ●  | ●  |    |
|   | イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員                        |       |    | ●  | ●  |
|   | (6) 虚偽報告<br>事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員                   |       |    | ●  | ●  |
|   | (7) 違法な職員団体活動                                     |       |    |    |    |
| ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は本消防組合の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員   |   |       | ●  | ●  |    |
| イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員  | ●   | ●     |    |    |    |
| (8) 秘密漏えい<br>職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員  | ●   | ●     |    |    |    |
| (9) 個人の秘密情報の目的外収集<br>その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員   |   |       | ●  | ●  |    |
| (10) 兼業の承認等を得る手続のけ怠<br>営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員    |   |       | ●  | ●  |    |
| (11) 入札談合等に関与する行為<br>本消防組合が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員 | ●   | ●     |    |    |    |
| (12) 公文書の不適正な取扱い  |   |       |    |    |    |
| ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員   | ●   | ●     |    |    |    |
| イ 決裁文書を改ざんした職員  | ●   | ●     |    |    |    |
| ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員   |   | ●     | ●  | ●  |    |

| 行為等の態様                     |   | 処分の基準 |    |    |    |
|----------------------------|---|-------|----|----|----|
|                            |   | 免職    | 停職 | 減給 | 戒告 |
|                            | (13) セクシュアルハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）   |       |    |    |    |
|                            | ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員   | ●     | ●  |    |    |
|                            | イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員<br>この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき | ●     | ●  | ●  |    |
|                            | ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員   |       |    | ●  | ●  |
|                            | (14) パワーハラスメント<br>職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、他の職員に精神的・身体的苦痛を与えた又は職場環境を悪化させた職員<br>この場合においてパワーハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき                      | ●     | ●  | ●  |    |
|                            | (15) その他のハラスメント<br>妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動のほか、本人の意図にかかわらず人格や尊厳を傷つける言動で他の職員に不利益や不快感を与えた職員<br>この場合においてその他のハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき                      | ●     | ●  | ●  |    |
| 2<br>公金<br>公物<br>取扱い<br>関係 | (1) 横領<br>公金又は公物を横領した職員   | ●     |    |    |    |
|                            | (2) 窃取<br>公金又は公物を窃取した職員   | ●     |    |    |    |
|                            | (3) 詐取<br>人を欺いて公金又は公物を交付させた職員   | ●     |    |    |    |
|                            | (4) 紛失<br>公金又は公物を紛失した職員   |       |    |    | ●  |
|                            | (5) 盗難<br>重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員   |       |    |    | ●  |
|                            | (6) 公物の損壊<br>故意に職場において公物を損壊した職員   |       |    | ●  | ●  |
|                            | (7) 失火<br>過失により職場において公物の出火を引き起こした職員   |       |    |    | ●  |
|                            | (8) 諸給与の違法支払・不適正受給<br>故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員   |       |    | ●  | ●  |
|                            | (9) 公金公物処理不適正<br>自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員   |       |    | ●  | ●  |

| 行為等の態様   |  | 処分の基準 |    |    |    |
|--|--|-------|----|----|----|
|  |  | 免職    | 停職 | 減給 | 戒告 |
| 3<br>公務外<br>非行<br>関係   | (10) コンピュータの不適正使用<br>職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員 |       |    | ●  | ●  |
|  | (1) 放火<br>放火をした職員  | ●     |    |    |    |
|  | (2) 殺人<br>人を殺した職員  | ●     |    |    |    |
|  | (3) 傷害<br>人の身体を傷害した職員  |       | ●  | ●  |    |
|  | (4) 暴行・けんか<br>暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったとき                       |       |    | ●  | ●  |
|  | (5) 器物損壊<br>故意に他人の物を損壊した職員   |       |    | ●  | ●  |
|  | (6) 横領   |       |    |    |    |
|  | ア 自己の占有する他人の物を横領した職員   | ●     | ●  |    |    |
|  | イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員  |       |    | ●  | ●  |
|  | (7) 窃盗・強盗  |       |    |    |    |
|  | ア 他人の財物を窃取した職員   | ●     | ●  |    |    |
|  | イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員   | ●     |    |    |    |
|  | (8) 詐欺・恐喝<br>人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員                         | ●     | ●  |    |    |
|  | (9) 賭博   |       |    |    |    |
|  | ア 賭博をした職員  |       |    | ●  | ●  |
| イ 常習として賭博をした職員   |  | ●     |    |    |    |
| (10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用<br>麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員  | ●  |       |    |    |    |
| (11) 酩酊による粗野な言動等<br>酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員                                      |  |       | ●  | ●  |    |
| (12) 淫行<br>18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員   | ●  | ●     |    |    |    |
| (13) わいせつ行為<br>強姦、強制わいせつ、公然わいせつ又はわいせつ目的を持って身体に触れる等の行為をした職員   | ●  | ●     | ●  |    |    |
| (14) 痴漢行為<br>公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員  |  | ●     | ●  |    |    |
| (15) 盗撮行為<br>公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員 |  | ●     | ●  |    |    |

| 行為等の態様                              |   | 処分の基準 |    |    |    |
|-------------------------------------|---|-------|----|----|----|
|                                     |   | 免職    | 停職 | 減給 | 戒告 |
|                                     | (16) ストーカー行為<br>ストーカー行為をした職員                                | ●     | ●  | ●  |    |
|                                     | (17) 住居等侵入<br>正当な理由なく、人の住居等に侵入した職員                          |       | ●  | ●  |    |
| 4<br>交通事故・<br>交通法規違反関係<br>※2        | (1) 飲酒運転での交通事故（人身事故を伴うもの）                                   |       |    |    |    |
|                                     | ア 酒酔い運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員                               | ●     |    |    |    |
|                                     | イ 酒酔い運転で人に傷害を負わせた職員   | ●     |    |    |    |
|                                     | ウ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員                              | ●     |    |    |    |
|                                     | エ 酒気帯び運転で人に傷害を負わせた職員  | ●     | ●  |    |    |
|                                     | この場合において措置義務違反をした職員   | ●     |    |    |    |
|                                     | (2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）                                 |       |    |    |    |
|                                     | ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員                                     | ●     | ●  | ●  |    |
|                                     | この場合において措置義務違反をした職員   | ●     | ●  |    |    |
|                                     | イ 人に傷害を負わせた職員   |       |    | ●  | ●  |
|                                     | この場合において措置義務違反をした職員   |       | ●  | ●  |    |
|                                     | (3) 交通法規違反（物損事故を伴うものを含む）                                    |       |    |    |    |
|                                     | ア 酒酔い運転で物の損壊に係る交通事故を起こした職員                                  | ●     |    |    |    |
|                                     | イ 酒酔い運転をした職員  | ●     |    |    |    |
| ウ 酒気帯び運転で物の損壊に係る交通事故を起こした職員         | ●   | ●     |    |    |    |
| この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員 | ●   |       |    |    |    |
| エ 酒気帯び運転をした職員                       | ●   | ●     |    |    |    |
| オ 自動車等を運転することを知りながら飲酒をすすめた職員        | ●   | ●     |    |    |    |
| カ 飲酒運転を知りながら車に同乗した職員                | ●   | ●     |    |    |    |
| キ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員           |   | ●     | ●  | ●  |    |
| この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員 |   | ●     | ●  |    |    |
| 5<br>監督責任関係                         | (1) 指導監督不適正<br>部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員 |       |    | ●  | ●  |
|                                     | (2) 非行の隠ぺい、黙認<br>部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員   |       | ●  | ●  |    |

※1 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

※2 酒気帯び運転に係る処分を行うに際しては、特に情状等が認められる場合に限り停職処分もあり得る。